



平成27年11月13日

資料提供先 福山市政記者クラブ

災害時の緊急車両の通行ルート確保のため 放置車両の移動訓練を実施します。

〈主旨〉

福山河川国道事務所では、災害時に道路上に放置された車両が発生した場合を想定し、道路管理者が行う現地での放置車両の移動訓練を実施します。

平成26年11月に改正された災害対策基本法により、大規模災害時に緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両の移動が可能となりました。

この移動訓練は、災害時における車両移動措置に関する協定を締結しているJAF広島支部（（一社）日本自動車連盟）の協力のもと、災害対策基本法に基づく移動作業手順に従い、車両移動用機器の操作方法、及び車両牽引の習得を目的として実施します。

◆日 時:平成27年11月19日(木)14:00～15:30

◆場 所:一般国道2号 大門取締基地(下り)(福山市大門町野々浜地内)(※別紙1参照)

◆主 催:国土交通省 福山河川国道事務所

◆協力機関:JAF広島支部

◆訓練概要:

①JAF広島支部による、車両移動用機器(ゴージャッキ、ドーリー)の操作方法及び車両牽引の留意事項の説明

②車両移動訓練(※別紙2参照)

気象条件等により事務所災害体制をとる必要が生じた場合は中止することがあります。

なお、取材については、全て公開で実施します。撮影等も可能ですが、車両を使用しての訓練ですので安全にご留意願います。また、記者レクを以下のとおり予定しています。

◆場 所:一般国道2号大門取締基地(下り)

◆時 間:同日13:45～14:00

お問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副所長 岸部明和(きしべ あきかず)

【担当】道路管理第二課長 山内和則(やまうち かずのり)

TEL(084)923-2553(ダイヤルイン)

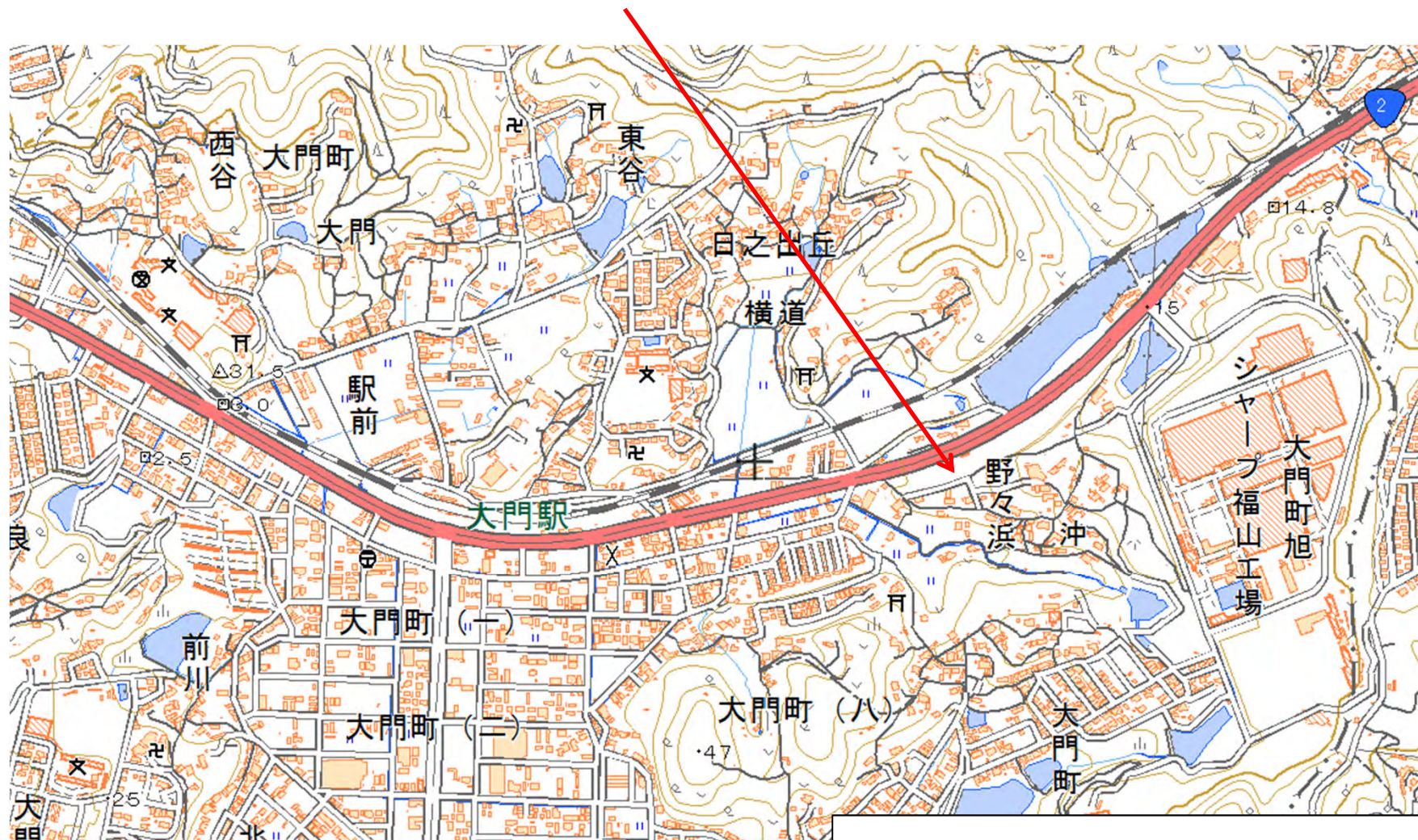
FAX(084)923-2558

ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/>

【広報担当窓口】調査設計第二課長 井町和正(いまち かずまさ)

TEL(084)923-2510(ダイヤルイン)

訓練実施場所:一般国道2号 大門取締基地(下り) 福山市大門町野々浜地内



国土地理院「地理院地図(電子国土web)」

**車両移動用機器等を使用し、放置された車両を他の車線、路肩等へ移動し、
緊急車両の通行ルートを迅速に確保します。**

別紙2

◆実施内容◆

1. 車両移動用機器の操作方法の習得

JAF広島支部の協力により、**車両移動用機器2種類**
(①ゴージャッキ(一輪型)、②ドーリー(一軸一体型))の
操作方法及びトラック等による車両牽引時における留意
点の説明等

2. 災害対策基本法に基づく車両移動訓練

〈訓練想定〉

福山河川国道事務所管内の一般国道2号下り(三原市
本郷町日名内地内)の登坂車線区間において、雪害によ
り複数台の通行車両がスタックし、車両の立ち往生が発
生した。

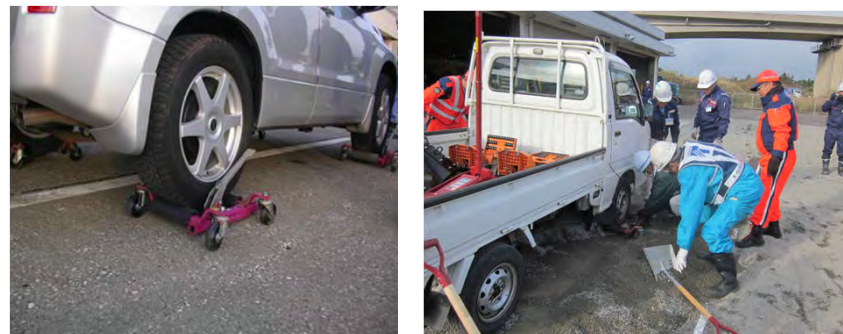
これにより後続車の大規模な停滞が生じ、消防や救助
活動等緊急車両の通行の妨げとなり、また除雪作業へ
の障害が発生。

災害対策基本法に基づく手順に従い、放置されたス
タック車両の移動訓練を実施します。
(フロー)

1. スタック車両(放置車両)の発見
2. 放置車両の所有者の確認
3. 放置車両移動に必要な災害対策基本法に基づく道路
区間の指定手続き及びその周知に必要な手続き
4. 関係機関との連絡調整
5. 指定区間道路である旨の掲示
6. 放置車両と判断された車両の移動前の記録
7. 放置車両の移動開始
8. 放置車両と判断された場合の移動後の記録等
9. 緊急車両通行ルートの確保完了

◆訓練イメージ◆

①車両移動用機器(ゴージャッキ)を使用し放置車両を移動



②車両移動用機器(ドーリー)を使用し放置車両を移動



③トラック等による牽引により
放置車両を移動



鍵を締めたまま
道路に放置され
た車両を移動！

大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講ずる。

改正の背景

- ・ 首都直下地震など大規模地震や大雪等の災害時には、被災地や被災地に向かう道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生し、消防や救助活動、緊急物資輸送などの災害応急対策、除雪作業に支障が生ずるおそれ。
- ・ 一方、道路法に基づく放置車両対策は、非常時の対応としては制約があるため、緊急時の災害応急措置として、災害対策基本法に明確に位置づける必要。



法律の概要

1 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策（災害応急措置として創設）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施。

- ・ 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- ・ 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動
(その際、やむを得ない限度での破損を容認し、併せて損失補償規定を整備)

※ ホイールローダー等による車両移動

被災地へアクセスする道路についても、緊急通行車両の通行のため、緊急に啓開が必要



(首都直下地震における八方向作戦の例)

2 土地の一時使用等

1の措置のためやむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分が可能。

※ 沿道での車両保管場所確保等

3 関係機関、道路管理者間の連携・調整

- ・ 都道府県公安委員会は、道路管理者に対し、1の措置の要請が可能
- ・ 国土交通大臣は、地方公共団体に対し、1の措置について指示が可能
(都道府県知事は、市町村に対し指示が可能)

※ 高速道路については、高速道路機構及び高速道路会社が連携して対応



車両移動のための具体的方策
(例:ホイールローダーによる移動)